

鳥取県告示第 278 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、鳥取中部ふるさと広域連合規約の変更を平成19年3月23日許可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博